

2020年7月6日

日本医療薬学会

会員 各位

一般社団法人日本医療薬学会

会 頭 奥田 真弘

専門薬剤師制度運営委員会

委員長 寺田 智祐

2020年度 本学会専門薬剤師制度における新規認定申請等の取扱いについて（第5報）

平素より、会員の皆様におかれましては、本学会の活動にご協力を賜り御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染による影響を受け、本学会ホームページを通じて今年度の専門薬剤師制度における新規認定申請等の見直しに関する情報をお知らせしました。（第1報：2020年4月27日、第2報：6月1日、第3報：6月22日、第4報：7月6日）

今般、本学会の各専門薬剤師制度の各認定申請における研修単位（クレジット）等の取り扱いとして、別紙の緩和措置を講じます。また、本学会では、第30回年会をWeb開催とするほか、薬物療法集中講義およびがん専門薬剤師集中教育講座のWeb開催の検討も進めているところですので、詳細が決まりましたら改めてお知らせいたします。

2020年各専門薬剤師制度の 新規・更新申請に係る単位などの緩和措置

制度	新規・更新	緩和措置
地域と地域(がん)・専門	新規(暫定)	申請時には、20単位及び学会発表あるいは論文報告を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。20単位が不足する場合、及び学会発表あるいは論文報告が不足する場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
地域と地域(がん)・専門	新規(暫定)	申請時には、薬物集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。薬物集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に受講票を提出すること。
地域(がん)・専門	新規(暫定)	申請時には、がん集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。がん集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に受講票を提出すること。
薬物療法・専門	新規	2020年度は募集しない
	更新	申請時には、50単位及び薬物集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及び薬物集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
薬物療法・指導	新規	同上
	更新	緩和措置は講じない
医療薬学・専門	新規(正式)	2020年度は募集しない
	新規(暫定)	緩和措置は講じない
	更新(過渡的)	緩和措置は講じない
医療薬学・指導	新規	申請時には、50単位及び薬物集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及び薬物集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
	更新(過渡的)	緩和措置は講じない
がん・専門(旧規定)	新規	申請時には、50単位及びがん集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及びがん集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
	更新	同上
がん・指導(旧規定)	新規	緩和措置は講じない
	更新	申請時には、50単位及びがん集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及びがん集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。